

令和 6 (2024) 年度第 1 回公の施設指定管理者選定委員会概要報告

(令和 6 (2024) 年 7 月 12 日作成)

柏崎市財務部財政管理課

- 1 開催日時 令和 6 (2024) 年 7 月 5 日 (金) 午前 9 時 25 分から 11 時 05 分まで
- 2 場 所 柏崎市役所多目的室
- 3 出席者 ○選定委員 (五十音順)
阿部委員、石山委員、金子委員 (委員長)、黒岩委員、島袋委員、吉田委員
○事務局 (財政管理課)
高橋財務部長、星野課長、西巻係長、甫仮主任、田邊主査
○施設担当課
(地域事務所) 小黒市民生活部長、村田係長
(農林水産課) 荒井課長、広川係長、新沢主事
(市民活動支援課) 土田課長、荒木課長代理

4 概要

今年度に指定管理者の更新手続を行う 28 施設及び新規に指定管理者制度を導入する西山コミュニティセンターについて、次期指定管理期間の方針及び手続のスケジュールを説明した。

その後、非公募により指定管理者の選定を行う 28 施設及び西山コミュニティセンターについて、選定を非公募で行う理由を施設担当課から説明し、質疑及び委員間討議を経て、選定委員から非公募による選定が妥当であるとの意見を拝聴した。ただし、コミュニティセンターについては、決算における項目への計上基準を統一する必要があるとの意見を付した。

5 委員会の要旨

(1) 開会

(2) 委員会の開催要件の確認

委員 6 人全員の出席により開催要件を満たしていることを確認

(3) 財務部長挨拶

(4) 委員長及び職務代理者の選任

(5) 議事

ア 令和 6 (2024) 年度に指定管理者の更新手続を行う施設について

イ 非公募により指定管理者の更新を行う施設に係る意見聴取について

(ア) ふるさと体験村 (門出) (担当課：地域事務所)

《担当課から施設の概要、非公募理由、現指定管理者について説明》

《質疑応答》

委員 F : 集落には貴重な施設だと思う。収支決算が赤字となっているが、赤字となった場合、組織としてどのように補っているか。

担当課 : 平成 3 年度から運営をしており、若干の剰余金があるため、その中でやりくりしている。

担当課 : 補足として、一般社団法人であるため、利益の分配はできない。収益については、剰余金としてストックし赤字の補填を行う仕組みであ

る。

委員 E : 地元のお母さまと一緒に仕事をされているとのことだが、報酬やけがなどへの補償はあるか。

担当課 : パート制であり時給 1,000 円を支払っている。また、けが等に対応する保険には加入している。

委員 C : 利用者数が回復してきたとのことだが、コロナ禍前の利用者数はどの程度だったか。

担当課 : 平均すると毎年 1,500 人前後であり、多い年で 2,100 人の利用者がいた。

委員 C : 令和 5 年度は目標の 70% 程度とあるが、目標は 1,500 人程度か。

担当課 : そのとおりである。

委員 F : 利用料金はどのようになっているか。

担当課 : 利用料金設定は、1 人素泊まりと 1 棟貸しの二とおりとなっている。1 人当たり素泊まりで 5,000 円、1 棟貸しの場合「おやけ棟」34,800 円、「いいもち棟」38,600 円をいただいている。どちらの棟も 15 名が定員である。

《担当課退室後、委員間討議》

委員 F : 同じような施設が荻ノ島にもあると思うが、地域の方が一般社団法人を作り運営しているか。

委員 D : 当大学に荻ノ島の方が先生としているが、組合を設立したとの話を聞いている。

事務局 : 合同会社を設立して運営している。今回は門出であり、荻ノ島は別の組織で運営を行っている。

《委員全員が、非公募による指定管理者の選定が適当であるとした。》

(イ) 田島活性化施設（担当課：農林水産課）

《担当課から事業の概要、非公募理由について説明》

《質疑応答》

委員 D : 毎年、収入と支出が全く同じであるがどう解釈したらよいか。どういった仕組みでこのようになるかを教えていただきたい。

担当課 : 利用料のない施設であり、かかった経費を町内会（指定管理者）から支出している。

委員 A : 収支差額の件は、昨年も指摘させていただいた。その際の説明では、支出の分を指定管理者が負担しているとのことであり、特に異議はない。しかし、市の施設であるため、あらかじめ収入支出の予算を立ててやるといった整合はどのようになっているか。

担当課 : 市の予算としては、指定管理料がないため予算計上していない。かかった経費を指定管理者が負担していることで収支のバランスをとっている。なお、修繕等については 10 万円以上を市の予算で行う協定となっている。

委員 A : 市の予算ではなく、指定管理施設として予算は立てていないか。

担当課： 指定管理者で予算組みをしている。

委員 A： どのように予算を立てているか。支出を積み重ねて、それと同じ額の収入を計上しているということか。市の施設であるため予算を確認していただきたい。

事務局： 前年度に翌年度の事業計画書を提出してもらうが、そこに予算が記載されている。

委員 A： 事業計画書の予算では、収入は収支と同額が計上されているか。

担当課： 集落運営費として、支出額と同額が計上されている。

委員 C： 修繕費は、1年ではなく1件10万円以上が市の負担という認識でよいか。

担当課： そのとおりである。

委員 F： この施設は利用料収入が発生しない施設であるが、指定管理を導入する意義はどこにあるか。

担当課： 確かに利用収入のない施設であるが、市の施設であり、町内会が自主的にどのように利用できるかを考え運営していくことが重要だと考え指定管理者制度を導入している。

委員 C： 令和11年度に町内会に施設を譲渡するという理解でよいか。

担当課： 町内会ともそのように話を進めている。

委員 C： その場合、指定管理者制度ではなくなるということか。

担当課： そのとおりである。

《担当課退室後、委員間討議》

委員 B： 本来、予算は年度当初に立て、決算は年度の事業終了後になると思う。しかし、毎年度、収入収支は全く同じであることが不思議である。

事務局： 指定管理施設の収入予算と町内会の施設への支出予算が同額で計上されている。予算の範囲内の支出であれば、支出と同等額が円単位で収入として町内会予算から充当される仕組みである。

委員長： 町内会であるため、かかった経費を町内会のお金から充てる仕組みだと思う。分かりづらいのが、予算額の記載がなく、予算と決算との差が記載されていないことではないか。また、収支決算0円については以前から指摘があった。

委員 A： 今回の場合は、収支実績が先にあってそれを町内会が負担するため収支0円となる。予算も支出を計上し同額を町内会から充当するということであったため理解できる。

委員 F： 通常であれば予算が先に決まるが、今回の場合は支出が先に決まるということか。

委員 A： 通常であれば収入の予算がありそれに見合った支出計画となるが、先に支出がありそれを町内会が負担する仕組みであると理解した。

《非公募による指定管理者の選定が妥当であるとした。》

(ウ) コミュニティセンター26 施設及び西山コミュニティセンター（以下「コミセン」という。）（担当課：市民活動支援課）

《担当課から事業の概要、非公募理由について説明》

《質疑応答》

委員 A : 地域性の高い施設であるため非公募にすることに特に異議はない。指定期間をこれまでの 10 年間から 5 年間にする理由を教えてください。

担当課 : 10 年では昨今の社会情勢の急激な変化や、地域コミュニティの担い手不足などの地域状況を加味すると長いと判断し 5 年間とした。

委員 A : 10 年は長いと思うため大いに賛成である。もう 1 点、資料に「運営費は受益者負担を原則に施設の管理運営を行ってきたため、指定管理料は無料としてきた。一方で、固定的な施設維持経費に補助金を交付している。」とあり、他の施設と違い特徴的である。補助金を出しているため受益者負担とはなっていない。指定管理料と補助金の仕分けはどのようなになっているか。なぜ、補助金を指定管理料として支出しないか教えていただきたい。

担当課 : 通常の公の施設では、指定管理者へ人件費から運営費などをまとめて指定管理料として支払うのが通常である。しかし、各コミュニティでは、地域規模に差異があり、指定管理料をまとめて支払った場合の協議会の負担が大きい地域も多くある。また、一定の人件費を市が等しく負担することにより地域間での格差をなくし、確実に職員へ人件費が支払われる仕組みをとっている。人と人のつながりにおいて運営を地域に任せることにメリットがあるが、人件費や光熱費、施設の維持管理については地域の特性を見る必要があるため、指定管理料を 0 円として補助金を支払う仕組みとなっている。

委員 A : コミセンごとに金額が細目化されているか。

担当課 : 光熱費は、市が事業者へ全額支払った後に、コミセンから 3 割負担していただいている。また、1 万円以上の修繕は市が担っている。

委員 A : 指定管理料の場合、それをどのように使うかは各コミセンの裁量によってしまうことから煩雑になってしまうが、補助金は用途が指定されているためコミセンの負担が軽減されるということか。

担当課 : コミセンの運営等、地元の方々とのやりとりに注力できると考えられる。

委員 A : 補助金は用途が指定されていることから、指定管理料より運用がしやすいため指定管理料で支払わず補助金を出しているという認識でよいか。

担当課 : そのとおりである。

委員 A : 理解したが、指定管理者の形態としては検討が必要と思われる。指定管理者制度とは、経費をまとめて指定管理料として渡し、指定管理者に管理運営を任せることだと思う。

担当課 : 現在の各地域コミュニティ協議会の状況からして、補助金として出している部分も含めて管理運営をしていくことは難しい。

委員 A : そうであれば無理に指定管理者制度を導入せず、市の施設として運

営のみを各コミュニティ協議会に任せて、後は市で担う形態でよいのではないか。

担 当 課： 一定程度の使用の許可権限を指定管理者へ与えることも指定管理者制度の特性としてあることから、よい特性をいかすために指定管理者制度を導入している。

委 員 B： 3 年前までコミセン主事をしていたことから、今のコミセンの状況を少しでも理解していただきたく発言させていただきたい。コミセンは、地域活動の維持活性化のために地域住民のもっとも身近な活動の場であり、防災施設でもあるため安心安全な生活のためにもなくてはならないと考えている。運営費は住民からの負担となっているため、利用者の満足度を第一に運営している。人口減少から統合や経費削減の観点から厳しい状況でも、日々地域のために職員は笑顔で頑張っているが、モニタリングの評価がどのコミセンも「標準の 3」である。良いことなのか、もっと努力しろという「3」なのか。評価では「4」や「5」を付けてもよいことがあるのではないか。他の指定管理施設とは違うが、日々地域住民のために頑張っていることを理解していただきたい。

担 当 課： 各コミセンでは、ベテランのコミセン主事の入替えの時期でもある。確かにコミセンそれぞれで頑張っていることは承知している。しかし、評価となった時に、凸凹な部分もあることからすぐに標準以上という評価は難しいため「3」とさせていただいた。指定管理者として、当たり前のように地域住民のために一生懸命やっていたということは間違いないと認識している。

委 員 F： 先ほど、人件費は一定の水準を補助金として支払っているとのことだったが、決算資料の中で、人件費の「報酬」と「給与」が、コミセンごとに大差がある。特に「報酬」は 180 万円のところもあれば 9 万 9 千円のところもあるのはどういうことか。

担 当 課： 市としては、センター長は「報酬」、8 時間勤務の主事は「給与」として示して支払っているが、計上の仕方がコミセンごとに異なっている。また、コミセンによって主事の人数が異なったり、独自に会長や役員へ手当があるコミセンがあり、決算の計上方法が異なったりしていることも要因の一つでもある。しかし、賃金として支払われているかは確認している。

委 員 F： センター長の報酬は、一律か。

担 当 課： 一律である。

委 員 E： 手当がコミセン独自で支払われているとのことだが、補助金上問題はないか。また、その手当は住民のコミセン会費から出ているということでしょうか。

担 当 課： 市は、センター長へ補助金として報酬を支払っているが、協議会会長への手当は支払っていない。地域によって、会費から会長へ手当を支払っている。

委員 D : 令和 3 年度以前の利用者数が、管理運営シートとモニタリングシートで異なる理由は何か。

担当課 : モニタリングシートの令和 3 年度以前利用者数には、西山コミセンに統合された 4 コミセンの利用者が含まれているためである。

委員 F : 資料に「地域活動や実施事業にも変化が求められている。」とあるが、市としてどのような変化が求められていると認識しているか。

担当課 : 1 番は新型コロナウイルス感染症が、活動に大きな影響を与えた。本来コミセンは、住民が集まっておしゃべりしながら活動を楽しむ場所であった。しかし、活動が再開した今でも、コロナ禍前までやってきた活動ができなくなったり、今までと同じ活動では人が集まらなくなったりしている。ニーズの多様化や生活様式で変化の中で、工夫や変化が求められている。

《担当課退室後、委員間討議》

委員 F : 「報酬」や「給与」の計上方法がコミセンごとに異なるとあった。市の補助金ではセンター長は「報酬」、主事は「給与」として支払われているとのことだが、決算資料からは見えてこない。「報酬」「給与」にはそれぞれどういった項目を計上する。」といったように統一が必要だと感じた。

委員長 : これを、担当課へ伝えていただくことはできるか。

事務局 : 市の職員としても意見はごもっともだと感じる。選定委員会の意見として、担当課へ申し伝えたい。

委員 B : 市からの人件費の補助金は給与として格差なく支払われているが、コミセンごとに計上の仕方が異なっている。また、コミセンごとに世帯数も異なることから、会長や役員への手当の差があると思うが、計上方法を統一してもらうよう話せるのではないか。

委員長 : 基準にのっとり報酬、給与が支払われているのは間違いないと思うが、全コミセンの決算一覧とした場合に、計上方法が異なると疑問を感じてしまう。一定の基準があって計上した方がよいとの意見が出た。

事務局 : 地域としては、この計上方法が当たり前のように行ってきたが、一般市民や委員の皆様からの視点から見ると疑問を持たれることから、担当課に申し伝える。

《非公募による指定管理者の選定が妥当であるとした。ただし、決算における項目への計上基準を統一する必要があるとの意見を付した。》

(6) その他

第 2 回の選定委員会は、10 月 21 日（火）とし、令和 5（2023）年度モニタリング結果報告を行う。

(7) 閉会